

(別添1)

「ピリベンカルブ」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について(訂正)

ピリベンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年4月20日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請及び「魚介類」への基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリベンカルブ(Pyribencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンジルカーバメート系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害し、孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入防止により、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんきつ、だいず、たまねぎ等 今回、稲、小麦、はくさい等への適用拡大申請及び魚介類への基準値設定要請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成21年8月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年5月12日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A D I = 0.039 mg/kg 体重/day</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議